

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日京都市条例第37号）（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）

あおり運転等の危険な運転を根絶し、交通事故のない安全で快適な市民生活を実現するため、京都市交通安全基本条例の一部を改正することとしました。

1 危険運転の根絶

近年社会問題化している、あおり運転等の危険な運転の根絶に向けた取組を推進することを明確にするため、「無謀な運転」を「危険な運転」に改め、根絶すべき危険な運転の例示として、「あおり運転」を加えました。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月23日から施行することとしました。

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第37号

京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例

京都市交通安全基本条例の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「飲酒運転等」を「危険運転」に改め、同条第1項中「その他」を「、あおり運転その他の」に、「無謀な」を「危険な」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課)